

目次

教育委員会規則

- 北海道教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………8
- 北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則……………9
- 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………9
- 北海道功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則……………10
- 教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則……………10
- 北海道立学校条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則……………11
- 学校教育法施行規則の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則……………15
- 北海道就学指導委員会設置規則の一部を改正する教育委員会規則……………16
- 北海道立美術館利用規則等の一部を改正する教育委員会規則……………16

教育長訓令

- 庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の一部を改正する教育長訓令……………17
- 北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程の一部を改正する教育長訓令……………17
- 北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令……………17
- 教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令……………18
- 北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令……………19
- 教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令……………19
- 北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令……………19
- 職員賞罰等審査委員会設置規程の一部を改正する教育長訓令……………22

告示

- 市立中等教育学校の設置の認可について……………22
- 技能教育のための施設に係る所在地変更について……………23
- 市町村立幼稚園の廃止について……………23
- 市町村立の小学校及び中学校の廃止について……………23
- 市町村立の小学校及び中学校の設置について……………24
- 市町村立の小学校及び中学校の位置変更について……………24
- 教科用図書採択地区の設定の一部改正について……………25
- 博物館の登録事項の変更について……………25
- 道指定有形文化財の指定について……………25

通達・通知・照会

- 北海道教育委員会庁舎管理規則及び庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の改正について……………26
- 文書の宛名の表示について……………28

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第5号）

1 趣旨

庁舎の保全及び秩序の維持に万全を期すため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 許可する場合の「基本的な許可基準」を規定することとした（第7条関係）。
- (2) 禁止行為の「通行の妨害となる行為をすること」を「座り込み、立ち塞がり、練り歩きその他通行の妨害となる行為をすること」に改正することとした（第9条第2号関係）。
- (3) 禁止行為として「立入を制限し、又は禁止した区域に立ち入ること」を規定することとした（第9条第6号関係）。
- (4) 庁舎の保全や秩序の維持に必要な「質問」を可能とすることを規定することとした（第11条関係）。

- (5) 規則違反者に対する「許可の取り消し」を規定することとした（第12条第2項関係）。
- (6) 規則違反者への対応として「以後の許可をしないことができること」を規定することとした（第12条第4項関係）。
- (7) 庁舎、器物等を破損した場合などに「損害を賠償できること」を規定することとした（第13条関係）。
- (8) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第6号）

1 趣旨

北海道教育庁及び北海道立近代美術館の機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 少年自然の家条例の一部を改正する条例の施行に伴い、施設名称に関する規定の整理を行うこととした（第1条関係）。
- (2) 生涯学習推進局生涯学習課の所掌事務のうち、私立図書館（図書館同種施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること、子どもの読書活動の推進に関すること及び道立図書館に関することを生涯学習課担当課長の所掌とすることとした（第1条関係）。
- (3) 北海道立近代美術館の事業部を総務企画部とし、総務課及び事業課を総務企画課に統合し、学芸第一課、学芸第二課及び学芸第三課を展示・作品課及び普及情報課に再編することとした（第2条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第7号）

1 趣旨

特定保険業の認可申請に係る特例期間の終了に伴い、規定の整備を行うほか、職員の分限降任を行うことを会議の議決事項に加えるため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 教育長に委任できない事務のうち、特定保険業に関する事務を削除することとした（第2条第33号関係）。
- (2) 会議の議決事項に、分限降任を行うことを加えることとした（第3条第1項第8号関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第8号）

1 趣旨

北海道教育委員会の任命に係る教育職員で、30年以上在職し、功績があった者に対する表彰の基準日を変更するとともに、提出すべき書類の提出期限等を変更するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 在職期間の算定を行う基準日を7月1日とすることとした（第3条第2項関係）。
- (2) 教育功績者表彰推薦書等の提出期限を5月31日とすることとした（第4条第2項の表関係）。
- (3) 功績調書の作成期日を4月30日現在とすることとした（第4条第2項の表関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

◆教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第9号）

1 趣旨

教育職員免許法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

保育士の登録をしている者に対する幼稚園教諭免許状授与の特例に係る実務の検定に伴い規定の整備を行うこととした（附則第15項及び別記第27号様式関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

◆北海道立学校条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（教育委員会規則第10号）

1 趣旨

北海道立学校条例の改正に伴い、関係教育委員会規則の規定の整理を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道立高等学校学則の一部改正

北海道立高等学校において授業料を徴収することとなったことから、規定の整理を行うこととした（第1条関係）。

(2) 北海道有朋高等学校学則の一部改正

北海道有朋高等学校において授業料及び通信教育受講料を徴収することとなったことから、規定の整理を行うこととした（第2条関係）。

(3) 北海道立学校条例施行規則の一部改正

北海道立学校において授業料及び通信教育受講料を徴収することとなったことから、規定の整理を行うこととした（第3条関係）。

(4) 北海道立中等教育学校学則の一部改正

北海道立中等教育学校において授業料を徴収することとなったことから、規定の整理を行うこととした（第4条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆学校教育法施行規則の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則（教育委員会規則第11号）

1 趣旨

学校教育法施行規則の一部改正により、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確にされたことから、北海道立学校の休業日を授業日とする場合の規定を改めるとともに、併せて、北海道高等盲学校附属理療研修センターの休業日について、所要の規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 次の教育委員会規則における休業日の規定のうち、校長が休業日を授業日とすることができる場合について、「教育上特に必要があると認めるとき」を「教育上必要があると認めるとき」に改めることとし、併せて、校長が授業日とすることができる休業日に国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を加えるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

ア 北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）

イ 北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）

ウ 北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）

エ 北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）

オ 北海道立中等教育学校学則（平成18年北海道教育委員会規則第14号）

(2) 北海道高等盲学校附属理療研修センター規則（平成6年北海道教育委員会規則第8号）における休業日について所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。

◆北海道就学指導委員会設置規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第12号）

1 趣旨

学校教育法施行令の一部改正により、障害のある児童生徒の就学について、障害の状態、本人・保護者の意見、学校や地域の状況などを踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなったこと、発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができる体制の整備が必要となったことに伴い、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 学校教育法施行令の一部改正にかんがみ、早期からの教育相談・支援及び就学先決定時における就学指導のみならず、就学後における一貫した教育支援についても助言を行うという観点から、委員会の名称及び所掌事務における「就学指導」を「教育支援」に改め、文言を整理することとした（標題、第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条及び第9条関係）。

(2) 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）第19条中「北海道就学指導委員会」を「北海道教育支援委員会」に改めることとした（附則第2項関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

◆北海道立美術館利用規則等の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第13号）

1 趣旨

北海道立美術館条例及び北海道立博物館条例の一部が改正され、観覧料等の額が改定されたことに伴い、関係教育委員会規則の所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 北海道立美術館の施設の利用の承認の要件について、所要の改正を行うこととした（第1条関係）。
- (2) 北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館の展示室等の利用の承認の要件について、所要の改正を行うこととした（第2条及び第3条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道教育委員会規則第5号

北海道教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会庁舎管理規則（昭和42年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の各号」を削り、「はり紙」を「貼り紙」に改め、同条第2項を削る。

第13条を第14条とし、第11条及び第12条を削り、第13条として次の1条を加える。

（損害賠償）

第13条 庁舎管理者は、庁舎、器物等を汚損し、又は破損した者に対し、その損害を賠償させることができる。

第10条第1項中「立ち入り」を「立入り」に、同項第1号中「第5条第1項各号」を「第5条各号」に、同項第2号中「第5条第2項」を「第7条第2項」に、同項第3号中「第8条」を「第9条」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前条の規定による質問に対して正当な理由なく答弁を拒んだ者

第2項中「前項の措置命令」を「第1項の規定による措置の命令」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第5条の許可を受けた者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該許可は取り消されたものとみなす。

第10条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

4 庁舎管理者は、第1項の規定による立退きの要求又は措置の命令を受けた者が、それらを受けた日の属する年度の翌年度の末日までに第6条の規定により第5条の許可に係る申請書を提出したときは、当該許可を与えないことができる。

第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（質問）

第11条 庁舎管理者は、庁舎に既に立ち入り、又は立ち入ろうとする者に対し、庁舎の保全又は庁舎における秩序の維持のために必要な質問をすることができる。

第8条第2号中「通行」を「座込み、立ち塞がり、練り歩きその他通行」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加え、同条を第9条とする。

(6) 立入制限区域（庁舎管理者が立入りを制限し、又は禁止した区域をいう。）内に立ち入ること。

第7条第3項中「含む」の次に「。第11条において同じ」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（許可の基準等）

第7条 庁舎管理者は、第5条の許可の申請に係る使用又は行為が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 庁舎の美観を害するおそれがあるとき。
- (3) その他庁舎の管理上の支障があるとき。

2 庁舎管理者は、第5条の許可をするに当たって必要と認めるときは、条件を付すことができる。

別記第2号様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道教育委員会規則第6号

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則

(北海道教育庁組織規則の一部改正)

第1条 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第16号中「北海道立青年の家」を「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川」に改め、「北海道立洞爺少年自然の家」を削り、「北海道立砂川少年自然の家、北海道立常呂少年自然の家、北海道立厚岸少年自然の家、北海道立森少年自然の家及び北海道立足寄少年自然の家」を「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄」に改める。

第23条第2項各号を次のように改める。

- (1) 私立図書館（図書館同種施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。
- (2) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (3) 北海道立生涯学習推進センターに関すること。
- (4) 北海道立図書館に関すること。
- (5) 学校支援地域本部事業及び放課後子どもプランの一体的な推進に関すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、市町村教育委員会が行う地域支援活動に関し、指導及び助言を与えること。

第36条第1項第1号の表の「職務」の欄中「少年自然の家等」を「青少年体験活動支援施設」に改める。

(北海道立美術館管理規則の一部改正)

第2条 北海道立美術館管理規則（平成4年北海道教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号の表の「職の置かれる組織」の欄中「^{「総務課}事業課」を「総務企画課」に

改め、「学芸第一課
学芸第二課
学芸第三課」を「展示・作品課
普及情報課」に改める。

第6条第1項中「事業部」を「総務企画部」に改める。

第7条の見出しを「(総務企画部)」に改め、同条第1項中「事業部」を「総務企画部」に改める。

第9条第1項中「総務課及び事業課」を「総務企画課」に改め、「学芸第一課、学芸第二課及び学芸第三課」を「展示・作品課及び普及情報課」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道教育委員会規則第7号

北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第33号を削り、第34号を第33号とし、第35号を第34号とし、第36号を第35号とする。

第3条第1項第8号中「及び分限免職」を「、分限免職及び分限降任」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野 正義

北海道教育委員会規則第 8 号

北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則案

北海道教育功績者表彰規則（昭和28年北海道教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中、「11月 3 日」を「7月 1 日」に改める。

第 4 条第 2 項の表提出すべき書類の欄中、「イ 5月31日現在において作成した功績調書（別記第 2 号様式）」を「イ 5月31日現在において作成した功績調書（別記第 2 号様式。前条第 1 項第 4 号に掲げる者を推薦する場合にあっては、4月30日現在とする。）」に、同表提出期限の欄中「6月30日まで（前項の表第 2 号の道立学校長の職にある者の推薦にあっては、7月31日まで）」を「6月30日まで（前項の表第 2 号の道立学校長の職にある者の推薦にあっては、7月31日まで。前条第 1 項第 4 号に掲げる者を推薦する場合にあっては、5月31日まで）」に、「7月31日まで（前条第 1 項第 4 号に掲げる者を推薦する場合にあっては、9月30日まで。次項において同じ。）」を「5月31日まで」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野 正義

北海道教育委員会規則第 9 号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項の次に次の 1 項を加える。

（保育士の登録をしている者に対する幼稚園教諭免許状授与の特例）

15 法附則第19項の規定による普通免許状の授与を受けるための教育職員検定の申出の際は、第 8 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、「実務に関する証明書」（別記第27号様式）を添付するものとする。

別記様式に次の 1 様式を加える。

別記第27号様式（附則第15項関係）

実 務 に 関 す る 証 明 書

1 勤務者氏名及び生年月日

氏名 _____

昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

2 良好な成績（※）で勤務した期間等

※長期の休職期間については、在職年数として認められません。

勤務期間：（昭・平） _____ 年 _____ 月 から （昭・平） _____ 年 _____ 月まで

実労働時間： _____ 時間

3 施設の概要

施設名： _____

※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、すべて記載をお願いします。

認可等年月日：昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※認可外保育施設の場合は、設立年月日をご記入ください。

所在地： _____

電話番号： _____

上記の者は、本施設において、上記のとおり保育士の実務経験を有する者であることを証

明します。

平成 年 月 日

施設名 _____

証明者 _____ 印

(注) 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明書が必要になります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

北海道立学校条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道教育委員会規則第10号

北海道立学校条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則

(北海道立高等学校学則の一部改正)

第1条 北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第26条中「寄宿舎使用料、科目受講料、専攻科の授業料」を「授業料、寄宿舎使用料、科目受講料」に改める。

(北海道有朋高等学校学則の一部改正)

第2条 北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第31条中「入学料」の次に「、授業料、通信教育受講料」を加える。

(北海道立学校条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のとおり改める。

(授業料の納付方法)

第4条 授業料（定時制の課程における学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による定時制の課程」という。）の授業料を除く。）は、年額を12期に分割して納付するものとし、各期において納付する額は、年額の12分の1の額に相当する額とする。ただし、前納することを妨げない。

2 前項の授業料の納付期限は、第1期（4月）分については4月25日、第11期（2月）分及び第12期（3月）分については2月25日、その他の期の分については各月の15日とする。

3 前項に規定する納付期限後に納付義務の生じた場合は、当該期の授業料の納付期限は、その月の末日とする。

4 前2項に規定する納付期限が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納付期限とみなす。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

5 生徒が前3項に規定する納付期限前に他の学校に転学し、又は退学する場合は、その期の授業料は、前3項の規定にかかわらず、転学又は退学の日までに納付するものとする。

6 単位制による定時制の課程の授業料は、科目の履修を申し込むときに、北海道収入証紙で納付するものとする。

7 生徒が月の中途において、同一の課程（単位制による定時制の課程を除く。）の間で転学する場合は、その期の授業料は月の初日に在籍する学校において納付するものとする。

- 8 生徒が月の中途において、全日制の課程と定時制の課程（単位制による定時制の課程を除く。）の間で転学し、又は転籍する場合は、その期の授業料は月の初日に在籍する課程において納付するものとする。
- 9 生徒が月の中途において、全日制の課程又は定時制の課程（単位制による定時制の課程を除く。以下この項において同じ。）と単位制による定時制の課程の間で転学し、又は転籍する場合は、単位制による定時制の課程の授業料のほか、その期の全日制の課程又は定時制の課程の授業料を納付するものとする。

第6条を削る。

第5条の見出し及び同条中「科目受講料」を「通信教育受講料及び科目受講料」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（寄宿舎使用料の納付方法）

第5条 前条第2項から第5項までの規定は、寄宿舎使用料の納付期限について準用する。

第7条第1項中「寄宿舎使用料又は授業料（以下「寄宿舎使用料等」という。）」を「授業料又は寄宿舎使用料」に、「寄宿舎使用料については、寄宿舎使用料納付督促書（別記第1号様式）、授業料については授業料納付督促書（別記第2号様式）」を「授業料については授業料納付督促書（別記第1号様式）、寄宿舎使用料については寄宿舎使用料納付督促書（別記第2号様式）」に改め、同条第2項中「寄宿舎使用料納付督促書及び授業料納付督促書」を「授業料納付督促書及び寄宿舎使用料納付督促書」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（寄宿生の退舎処分）

第10条 校長は、寄宿舎使用料の督促を受けた納付義務者等が寄宿舎使用料納付督促書により指定した期限内に寄宿舎使用料を納付しない場合は、当該生徒に対して、退舎を命ずることができる。

第11条の見出し中「寄宿舎使用料等」を「授業料等」に改め、同条各号列記以外の部分中「寄宿舎使用料等」を「授業料、寄宿舎使用料又は通信教育受講料（以下「授業料等」という。）」に改め、同条第1号、第3号及び第4号中「寄宿舎使用料等」を「授業料等」に改める。

第12条第1項中、「生徒」の次に「（単位制による定時制の課程に在籍する生徒を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「道立高等学校」を「北海道立高等学校又は北海道立中等教育学校」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項中「寄宿舎使用料等」を「授業料等」に改め、同条第2項中「寄宿舎使用料等」を「授業料等」に、「道立高等学校及び北海道立中等教育学校」を「北海道立高等学校及び北海道立中等教育学校」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第7条関係）

授 業 料 納 付 督 促 書			
全 日 制	課 程	科 学 年	氏 名
定 時 制			
上記の生徒の平成 年度第 期（ 月）分授業料 円が未納となっておりますので、平成 年 月 日までに納付してください。			
なお、上記の期日までに授業料が納付されないときは、北海道立学校条例施行規則第8条の規定により出席停止を命ずることがありますので、至急納付してください。			
平成 年 月 日			
生 徒 氏 名			
保 護 者 氏 名		様	
保 証 人 氏 名			
北海道		学校長	印
教 示			

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第2号様式（第7条関係）

寄 宿 舎 使 用 料 納 付 督 促 書

全 日 制
定 時 制

課程 科 学年 氏名

上記の生徒の平成 年度 月分寄宿舍使用料 円が未納となっておりますので、平成 年 月 日までに納付してください。

なお、上記の期日までに寄宿舍使用料が納付されないときは、北海道立学校条例施行規則第10条の規定より退舎を命ずることがありますので、至急納付してください。

平成 年 月 日

生 徒 氏名
保 護 者 氏名 様
保 証 人 氏名

北海道 学校長 印

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第3号様式（8条関係）

出席停止通知書			
課程	科	学年	氏名
<p>上記の生徒の平成 年度第 期（ 月）分授業料 円については、先に授業料納付督促書を送付しましたが、まだ納付されないので、北海道立学校条例施行規則第8条の規定により平成 年 月 日から出席停止を命じます。</p> <p>なお、平成 年 月 日までに授業料が納付されないときは、同規則第10条の規定により退学を命ずることがありますので、至急納付してください。</p>			
平成 年 月 日			
生徒 氏名			
保護者 氏名 様			
保証人 氏名			
北海道 学校長 印			
教 示			
<p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道教育委員会に審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第4号様式

退学処分通知書			
課程	科	学年	氏名
<p>上記の生徒の平成 年度第 期（ 月）分授業料の納付については、再三督促しましたが、納付されないので、北海道立学校条例施行規則第9条の規定により、平成 年 月 日付けで退学を命じます。</p> <p>なお、未納となっている授業料 円については、速やかに納付してください。</p>			
平成 年 月 日			
生徒 氏名			
保護者 氏名 様			
保証人 氏名			

北海道

学校長

印

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道教育委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

（北海道立中等教育学校学則の一部改正）

第4条 北海道立中等教育学校学則（平成18年北海道教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第26条中「進級料」の次に「、授業料」を加える。

附 則

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。

学校教育法施行規則の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道教育委員会規則第11号

学校教育法施行規則の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則

（北海道立高等学校学則の一部改正）

第1条 北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「特に」及び「(第1号を除く。)」を削り、同条第6項を第7項とし、同条第5項中「第1項第2号」を「第1項第1号及び第2号」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 校長は、前項の規定により休業日を授業日とする場合は、他の授業日を休業日とする場合を除き、教育長が別に定めるところにより届け出なければならない。

（北海道立学校管理規則の一部改正）

第2条 北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第4項中「特に」及び「(第1号を除く。)」を削り、同条第5項中「第1項第2号」を「第1項第1号及び第2号」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 校長は、前項の規定により休業日を授業日とする場合は、他の授業日を休業日とする場合を除き、教育長が別に定めるところにより届け出なければならない。

（北海道立特別支援学校学則の一部改正）

第3条 北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「特に」及び「(第1号を除く。)」を削り、同条第6項を第7項とし、同条第5項中「第1項第2号」を「第1項第1号及び第2号」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 校長は、前項の規定により休業日を授業日とする場合は、他の授業日を休業日とする場合を除き、教育長が別に定めるところにより届け出なければならない。

（北海道有朋高等学校学則の一部改正）

第4条 北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「特に」及び「(第1号を除く。)」を削り、同条第6項を第7項とし、

同条第5項中「第1項第2号」を「第1項第1号及び第2号」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 校長は、前項の規定により休業日を授業日とする場合は、他の授業日を休業日とする場合を除き、教育長が別に定めるところにより届け出なければならない。

（北海道高等盲学校附属理療研修センター規則の一部改正）

第5条 北海道高等盲学校附属理療研修センター規則（平成6年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「特に」及び「(第1号を除く。)」を削り、同条第5項を第6項とし、同条第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項第2号」を「第1項第1号及び第2号」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 校長は、前項の規定により休業日を授業日とする場合は、他の授業日を休業日とする場合を除き、教育長が別に定めるところにより届け出なければならない。

（北海道立中等教育学校学則の一部改正）

第6条 北海道立中等教育学校学則（平成18年北海道教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「特に」及び「(第1号を除く。)」を削り、同条第6項を第7項とし、同条第5項中「第1項第2号」を「第1項第1号及び第2号」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 校長は、前項の規定により休業日を授業日とする場合は、他の授業日を休業日とする場合を除き、教育長が別に定めるところにより届け出なければならない。

附 則

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道就学指導委員会設置規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道教育委員会規則第12号

北海道就学指導委員会設置規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道就学指導委員会設置規則（昭和51年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

標題を次のとおり改める。

北海道教育支援委員会設置規則

第1条中「北海道就学指導委員会（以下「指導委員会」という。）」を「北海道教育支援委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第2条中「指導委員会」を「委員会」に、「就学指導」を「教育支援」に改める。

第3条、第5条、第6条、第7条、第8条及び第9条中「指導委員会」を「委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

（北海道教育庁組織規則の一部改正）

2 北海道教育庁組織規則（昭和46年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第19条中「北海道就学指導委員会」を「北海道教育支援委員会」に改める。

北海道立美術館利用規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道教育委員会規則第13号

北海道立美術館利用規則等の一部を改正する教育委員会規則

（北海道立美術館利用規則の一部改正）

第1条 北海道立美術館利用規則（平成4年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「1,980円」を「2,030円」に改める。

（北海道立文学館利用規則の一部改正）

第2条 北海道立文学館利用規則（平成6年教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第9条中「3,430円」を「3,520円」に改める。

（北海道立釧路芸術館利用規則の一部改正）

第3条 北海道立釧路芸術館利用規則（平成10年教育委員会規則第9号）の一部を次のよう

に改正する。

第9条中「3,430円」を「3,520円」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第 3 号

庁 中 一 般

庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の一部を改正する教育長訓令

庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程（昭和42年北海道教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2項中「規則第5条から第7条まで及び第9条から第12条まで」を「規則第5条から第8条まで及び第10条から第13条まで」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第 4 号

庁 中 一 般
所 管 機 関

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「日」を「時期」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 新たに職員となった者に対する貸与

当該職員となった日

(2) 現に被服の貸与を受けている者に対する新たな貸与

別表に定める耐用年数を経過した後の6月又は10月のいずれか早い時期

第3条第1項第3号を削り、同条第2項中「日」を「時期」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別記第1号様式中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

別記第2号様式中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第 5 号

庁 中 一 般

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表中	総務政策局及び生涯学習推進局の局長、局次長及び課長（参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。）並びに新しい高校づくり推進室の室長及び参事並びに教育指導監	を	総務政策局及び生涯学習推進局の局長、局次長及び課長（参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。）並びに教育指導監	に
	学校教育局の局長、局次長及び課長（参事、担当課長、医療参		学校教育局の局長、局次長及び課長（参事、担当課長、医療参	

事、副参与及び専門参事を
含む。)

事、副参与及び専門参事を
含む。) 並びに新しい高校づくり
推進室の室長及び参事

改める。

附 則

この教育長訓令は、平成26年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第6号

庁 中 一 般

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁分課事務分掌規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	生涯学習課	生涯学習推進・施設グループ 社会教育・読書推進グループ 青年の家グループ 洞爺少年自然の家グループ 砂川少年自然の家グループ 常呂少年自然の家グループ 厚岸少年自然の家グループ 森少年自然の家グループ 足寄少年自然の家グループ	総括担当主査を含む。 北海道立青年の家駐在 北海道立洞爺少年自然の家駐在 北海道立砂川少年自然の家駐在 北海道立常呂少年自然の家駐在 北海道立厚岸少年自然の家駐在 北海道立森少年自然の家駐在 北海道立足寄少年自然の家駐在	を
	(担当課長)	子ども地域支援グループ	総括担当主査を含む。	
	(担当課長)	生涯学習推進センターグループ	総括担当主査を含む。 生涯学習推進センター駐在	

(担当課長)	生涯学習課	生涯学習推進・施設グループ 社会教育グループ ネイパル深川グループ ネイパル砂川グループ ネイパル北見グループ ネイパル厚岸グループ ネイパル森グループ ネイパル足寄グループ	総括担当主査を含む。 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄駐在	に改める。
	(担当課長)	子ども地域支援グループ 読書推進グループ	総括担当主査を含む。	

(担当課長)	生涯学習推進センターグループ	総括担当主査を含む。 生涯学習推進センター 駐在
--------	----------------	--------------------------------

附 則

この教育長訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第 7 号

庁 中 一 般
所 管 機 関

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育次長又は教育職員監の項第 10 号中「(交際費に係るものを除く。)」を削り、同表局長又は新しい高校づくり推進室長の項第 14 号の次に次の 3 号を加える。

15 1 件の金額が 7,000 万円未満の収入の原因となるべき契約（公有財産の処分及び取得に係るもの並びに財務規則第 16 条第 1 項の規定により総務部長に合議しなければならないものを除く。以下この項において同じ。）

16 1 件の金額が 7,000 万円未満の経費の支出に関する支出負担行為（交際費及び食糧費に係るものを除く。）

17 財務規則第 213 条の 2 の規定に基づく 1 件の金額が 7,000 万円未満の物品の購入等の事務の出納局長への依頼

別表第 2 生涯学習推進局の部生涯学習課の項課長の欄第 4 号及び第 5 号中「道立青年の家及び道立少年自然の家」を「道立青少年体験活動支援施設」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第 8 号

庁 中 一 般
所 管 機 関

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令

教育財産規則施行規程（昭和 47 年北海道教育委員会教育長訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 8 号様式注 1 (1) 中「 $D \times 4.2/100$ 」を「 $D \times 4.32/100$ 」に改める。

別記第 8 号様式その 2 中「使用料 $N \times 105/100 \times Q$ 」を「使用料 $N \times 108/100 \times Q$ 」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第 9 号

庁 中 一 般
道 立 学 校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程（昭和 41 年北海道教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式から別記第 7 号様式までを次のように改める。

別記第 5 号様式（第 8 条関係）

休 暇 等 処 理 票

平 成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

勤務学校 _____
 職 名 _____
 署 名 _____

次の休暇等について、(届け出ます。)(承認してください。)
 記

1 休暇等の区分

2 休暇等の期間

平成 年 月 日 時 分から (日 時間 分)
 平成 年 月 日 時 分まで

3 理 由

4 年次有給休暇の残日数 日 時間

5 休憩時間

平成 年 月 日 (時 分から 時 分)

記載上の注意

- 1 「休暇等の区分」は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、有給欠勤の区分を記載すること。
 - 2 「休暇等の期間」の記載事項中時の記載は、日を単位とする休暇等の場合は、不要であること。
 - 3 「理由」は、年次有給休暇の届出の場合は不要であること。
 - 4 「年次有給休暇の残日数」の記載は、年次有給休暇の届出の場合以外は不要であること。
 - 5 「休憩時間」は、休暇等の期間(日)における休憩時間を記載することとし、休憩時間が異なる期間(日)がある場合はその期間(日)の休憩時間も記載すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第6号様式 (第8条関係)
 (その1)

休 暇 等 処 理 簿
 (年次有給休暇、特別休暇用)

※前年繰越日数 日 時間 分 本年日数 日		※年次有給休暇の日数 日 時間 分		職名	氏名		備考	
校長の印	休暇等の区分	休暇等の期間		理由 (年次有給休暇の場合は不要)	請求等の月日 認 印	※年次有給 休暇の残 日数		※出勤簿の 整理 区分
	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 特別休暇 <input type="checkbox"/> 組合休暇 <input type="checkbox"/> 有給欠勤	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日間 時間 分			月 日	日 時間 分		
	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 特別休暇 <input type="checkbox"/> 組合休暇 <input type="checkbox"/> 有給欠勤	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日間 時間 分			月 日	日 時間 分		
	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 特別休暇 <input type="checkbox"/> 組合休暇 <input type="checkbox"/> 有給欠勤	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日間 時間 分			月 日	日 時間 分		

記載上の注意

- 1 「休暇等の区分」欄は、該当する□に✓印をつけること。
- 2 「理由」欄は、特別休暇の場合は特に詳しく記載すること。
- 3 ※欄は、整理者において記入すること。
- 4 「備考」欄には、休暇等の期間(日)における休憩時間を記載することとし、休憩時間が異なる期間(日)がある場合はその期間(日)の休憩時間も記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第6号様式 (第8条関係)

(その2)

休 暇 等 処 理 簿
(病気休暇用)

				職名	氏名		
校長の印	休暇等の期間	期間の連続性の有無等	理由	請求等の月日 認 印	証明書類の有無	※出勤簿の 整理者印	備 考
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日間 時間 分	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日間 時間 分	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日間 時間 分	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日) <input type="checkbox"/> 無		月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

記載上の注意

- 「期間の連続性の有無等」欄には、今回の請求に係る病気休暇（勤務時間等規則第10条に規定する特定病気休暇に限る。以下同じ。）の期間と前回までの病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これらの場合に該当するときには、今回の請求に係る病気休暇の日数と前回までに使用した病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み、1日以外を単位とする病気休暇を請求する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。
- ※欄は、整理者において記入すること。
- 「備考」欄には、休暇等の期間（日）における休憩時間を記載することとし、休憩時間が異なる期間（日）がある場合はその期間（日）の休憩時間も記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第6号様式の2 (第8条関係)

介 護 休 暇 等 処 理 簿

				職名	氏名				
要介護者に関する事項	氏 名		続 柄		要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
	同・別居		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居						
	介護が必要となった時期 年 月 日								
校長の印	請求・取消しの区分	休暇等の区分	請求又は取消しの期間				請求等の月日 認 印	備 考	
	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	<input type="checkbox"/> 介護休暇 <input type="checkbox"/>	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/>	時 分から 時 分まで	日	時間 分	月 日	
	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	<input type="checkbox"/> 介護休暇 <input type="checkbox"/>	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/>	時 分から 時 分まで	日	時間 分	月 日	
	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	<input type="checkbox"/> 介護休暇 <input type="checkbox"/>	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/>	時 分から 時 分まで	日	時間 分	月 日	

記載上の注意

- 「同・別居」欄、「請求・取消しの区分」欄、「休暇等の区分」欄、「月日」欄は、該当する事項の□にレ印を付けること。
- 「備考」欄には、休暇等の期間（日）における休憩時間を記載することとし、休憩時間が異なる期間（日）がある場合はその期間（日）の休憩時間も記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第7号様式 (第9条関係)

校 外 研 修 処 理 簿

校長の印	研修の期間	研修項目	研修を行う場所 (連絡先)	職名	署名	備考
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					

記載上の注意

「備考」欄には、研修の期間（日）における休憩時間を記載することとし、休憩時間が異なる期間（日）がある場合はその期間（日）の休憩時間も記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第10条関係）

証人等としての出頭に関する届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

勤務学校 _____

職 名 _____

署 名 _____

次のとおり、証人等として出頭しますので、届け出ます。

記

- 1 出頭する日時 平成 年 月 日 時
- 2 出頭する官公署の名称及び所在地
- 3 発表する事項
- 4 休憩時間 時 分から 時 分

記載上の注意

「休憩時間」には、出頭する日における休憩時間を記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

附 則

この教育長訓令は、平成26年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第10号

庁 中 一 般

職員賞罰等審査委員会設置規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

職員賞罰等審査委員会設置規程の一部を改正する教育長訓令

職員賞罰等審査委員会設置規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表(2)の項中「免職」の次に「及び降任」を加える。

附 則

この教育長訓令は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第14号

次の市立中等教育学校の設置は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、平成26年3月12日付けで、認可した。

北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義

設置者	名 称	位 置	後期課程に置く 課程及び学科	生徒定員	設置の時期

札幌市	市立札幌開成中等教育学校	札幌市東区北22条東21丁目	単位制による全日制の課程 コズモサイエンス科	1年 160人 2年 160人 3年 160人 4年～6年 480人 計 960人	平成27年4月1日
-----	--------------	----------------	---------------------------	-------------------------------------------------------	-----------

北海道教育委員会告示第15号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設に係る所在地変更の届出を、受理した。

平成26年 3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

- 1 技能教育のための施設の名称
クラーク高等学院札幌校
- 2 施設の所在地の変更
変更前 札幌市白石区本通3丁目北7-17
変更後 札幌市白石区平和通2丁目北11-18
- 3 変更の時期
平成26年 4月1日

北海道教育委員会告示第16号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の2の規定に基づく次の市町村立の幼稚園の廃止の届出を、受理した。

平成26年 3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
苫小牧市	苫小牧市立はなぞの幼稚園	平成26年3月31日	募集停止に伴う廃止
豊浦町	豊浦町立とよら幼稚園	平成26年3月31日	認定こども園(保育所型)の開設に伴う廃止

北海道教育委員会告示第17号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の廃止の届出を、受理した。

平成26年 3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
芦別市	芦別市立常磐小学校	平成26年3月31日	芦別小学校への統合による廃止
	芦別市立西芦別小学校	平成26年3月31日	上芦別小学校への統合による廃止
	芦別市立野花南小学校	平成26年3月31日	
赤平市	赤平市立住友赤平小学校	平成26年3月31日	茂尻小学校への統合による廃止
	赤平市立平岸小学校	平成26年3月31日	
岩内町	岩内町立岩内中央小学校	平成26年3月31日	岩内西小学校及び岩内東小学校への統合による廃止
蘭越町	蘭越町立三和小学校	平成26年3月31日	蘭越小学校への統合による廃止
七飯町	七飯町立鶴野小学校	平成26年3月31日	七重小学校への統合による廃止
八雲町	八雲町立黒岩小学校	平成26年3月31日	八雲小学校への統合による廃止
長万部町	長万部町立国縫小学校	平成26年3月31日	長万部小学校への統合による廃止
奥尻町	奥尻町立宮津小学校	平成26年3月31日	奥尻小学校への統合による廃止
南富良野町	南富良野町立北落合小学校	平成26年3月31日	新設する南富良野小学校への統合による廃止
	南富良野町立落合小学校	平成26年3月31日	
	南富良野町立幾寅小学校	平成26年3月31日	
留萌市	留萌市立幌糠小学校	平成26年3月31日	潮静小学校への統合による廃止
初山別村	初山別村立豊岬小学校	平成26年3月31日	初山別小学校への統合による廃止

浜頓別町	浜頓別町立下頓別小学校	平成26年3月31日	浜頓別小学校への統合による廃止
大空町	大空町立豊住小学校	平成26年3月31日	女満別小学校への統合による廃止
美幌町	美幌町立福豊小学校	平成26年3月31日	旭小学校への統合による廃止
斜里町	斜里町立峰浜小学校	平成26年3月31日	朝日小学校への統合による廃止
滝上町	滝上町立滝西小学校	平成26年3月31日	滝上小学校への統合による廃止
	滝上町立滝下小学校	平成26年3月31日	濁川小学校への統合による廃止
上士幌町	上士幌町立北居辺小学校	平成26年3月31日	上士幌小学校への統合による廃止
浜中町	浜中町立姉別南小学校	平成26年3月31日	浜中小学校への統合による廃止
標茶町	標茶町立中御卒別小学校	平成26年3月31日	沼幌小学校への統合による廃止
中標津町	中標津町立開陽小学校	平成26年3月31日	丸山小学校への統合による廃止
深川市	深川市立音江中学校	平成26年3月31日	深川中学校への統合による廃止
	深川市立納内中学校	平成26年3月31日	一巳中学校への統合による廃止
	深川市立多度志中学校	平成26年3月31日	
長沼町	長沼町立中央長沼中学校	平成26年3月31日	新設する長沼中学校への統合による廃止
	長沼町立北長沼中学校	平成26年3月31日	
	長沼町立南長沼中学校	平成26年3月31日	
栗山町	栗山町立継立中学校	平成26年3月31日	栗山中学校への統合による廃止
富良野市	富良野市立布礼別中学校	平成26年3月31日	富良野東中学校への統合による廃止
上富良野町	上富良野町立東中中学校	平成26年3月31日	上富良野中学校への統合による廃止
津別町	津別町立活汲中学校	平成26年3月31日	津別中学校への統合による廃止
本別町	本別町立仙美里中学校	平成26年3月31日	本別中学校への統合による廃止
浜中町	浜中町立姉別南中学校	平成26年3月31日	浜中中学校への統合による廃止
中標津町	中標津町立武佐中学校	平成26年3月31日	広陵中学校への統合による廃止

北海道教育委員会告示第18号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の設置の届出を、受理した。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

設置者	名称	位置	設置の時期	設置の理由
南富良野町	南富良野町立南富良野小学校	空知郡南富良野町字幾寅844番地	平成26年4月1日	北落合小学校、落合小学校及び幾寅小学校の統合に伴う新設
長沼町	長沼町立長沼中学校	夕張郡長沼町中央南2丁目3番1号	平成26年4月1日	中央長沼中学校、北長沼中学校及び南長沼中学校の統合に伴う新設

北海道教育委員会告示第19号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の位置変更の届出を、受理した。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

設置者	名称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
雨竜町	雨竜町立雨竜小学校	平成26年4月1日	雨竜郡雨竜町字尾白利加94番地42	雨竜郡雨竜町字満寿28番地26	雨竜中学校校舎への併設に伴う移転

奥尻町	奥尻町立 奥尻小学校	平成26年4月1日	奥尻郡奥尻町 字奥尻428番地	奥尻郡奥尻町 字宮津40番地	旧奥尻町立宮 津小学校校舎 の転用に伴う 移転
北斗市	北斗市立 茂辺地中学校	平成26年4月1日	北斗市茂辺地 3丁目3番17 号	北斗市茂辺地 3丁目4番12 号	茂辺地小学校 との併置化に 伴う移転
音威子府村	音威子府村立 音威子府中学校	平成26年4月1日	中川郡音威子 府村字音威子 府443番地	中川郡音威子 府村字音威子 府450番地1	音威子府小学 校との併置化 に伴う移転

北海道教育委員会告示第20号

昭和39年北海道教育委員会告示第90号（教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

表第5採択地区の項中「美唄市」を「夕張市、美唄市」に改め、同表第22採択地区の項を削る。

北海道教育委員会告示第21号

次の博物館に係る登録事項を、博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、平成26年3月10日付けで、変更した。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

博物館の名称及び変更する内容

博物館の名称	変更する内容	変更前	変更後
荒井記念美術館	設置者の名称	財団法人荒井記念 美術館	一般財団法人荒井 記念美術館
博物館網走監獄	設置者の名称	財団法人網走監獄 保存財団	公益財団法人網走 監獄保存財団

北海道教育委員会告示第22号

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第4条第1項の規定により、別記の有形文化財を道指定有形文化財に指定する。

平成26年3月31日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

別記

- 1 名称 入江貝塚出土品
- 2 員数 134点（内訳：銚頭21点、釣針21点、針6点、刺突具5点、猪牙製装飾品1点、猪牙製品5点、骨製管玉9点、骨製垂飾27点、歯牙製垂飾21点、貝玉17点、貝輪1点）
- 3 指定年月日 平成26年3月31日
- 4 法量 銚頭：現在長75.2ミリメートルほか 別表のとおり
- 5 所在地 虻田郡洞爺湖町高砂町44番地（入江・高砂貝塚館）
- 6 所有者 洞爺湖町
- 7 指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第1条及び別表1道指定有形文化財指定基準考古資料の部1「土器、石器、木器、骨角牙器、玉類、鉄器その他の先史時代の遺物で学術的価値の高いもの」による。

(2) 指定理由

出土品は、入江貝塚出土の縄文時代の骨角牙貝製品であり、その内訳は、銚頭・釣針などの漁撈具のほか、猪牙製や南海産貝製の装飾品など、道内でも出土例が少ないものもある。これらは、北海道における先史時代の狩猟・漁撈活動や装身文化など、その生活実態を具体的に知ることができる資料であり、学術的な価値は極めて高い。

通達・通知・照会

教 総 第 2208 号

平成26年3月31日

各次課長
各教育局長 様

教 育 長

北海道教育委員会庁舎管理規則及び庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の改正について（通達）

平成26年3月31日北海道教育委員会規則第5号及び教育長訓令第3号をもって北海道教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する規則及び庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の一部を改正する教育長訓令が公布、令達され、同年4月1日から施行されますが、その適正かつ円滑な運用を図るため、次のとおり運用に関する事項を定めたので、所属職員に周知を図り、運用に遺憾のないようにしてください。

なお、昭和42年1月30日付け教育長通達（42教総第3012号「北海道教育委員会庁舎管理規則および庁舎の管理に係る本庁の課長及び地方教育局長の職務に関する規程の制定について」）は、平成26年3月31日をもって廃止します。

記

第1 北海道教育委員会庁舎管理規則

第1条（趣旨）関係

- 1 知事から委任を受けた教育委員会の使用する庁舎の管理に関しては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）、教育財産規則（昭和47年北海道教育委員会規則第11号）その他の規程によるほか、この教育委員会規則によるものとされたこと。
- 2 この北海道教育委員会庁舎管理規則（昭和42年北海道教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）制定の趣旨は、庁舎の保全及び庁舎における秩序の維持を図り、公務の円滑かつ適正な執行の確保を企図して、庁舎の使用規制及び庁内の秩序維持について所要の定めがなされたものであること。したがって、この規則の解釈運用に当たっては、常にこの趣旨及び庁舎の性質を考慮して判断し、処理すべきものであり、その適用に当たっては、いやしくも来庁者等の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の趣旨を逸脱することのないよう特に配慮すること。
- 3 知事から委任を受けた庁舎の管理に関しては、庁舎等の管理上知事が統一的取扱いをする必要がある次の事項を除き、教育委員会が行うこととされたこと。
 - (1) 職員退庁後における火災、盗難その他災害防止に対する措置
 - (2) 電気、通信、給排水、衛生、暖冷房、ガス等の施設の保全管理上必要な措置及び消防用施設設備等の措置
 - (3) 防火管理者の設置に対する措置
 - (4) 暖房設備の使用期間の決定
 - (5) 門扉の開閉の措置
 - (6) かぎの保管
 - (7) 盗難、遺失物、拾得物等事故の届出の受理及びその後の措置
 - (8) 電熱器、ガス、火鉢、その他これらに類する火気の使用の許可

第2条（庁舎管理者）関係

- 1 庁舎の管理を十全に行うため、当教育委員会の使用する庁舎に庁舎管理者を置くものとされ、当職がこれにあたるものとされたこと。
- 2 当教育委員会の使用する庁舎は、次のものをいうものであること。
 - (1) 本庁においては、庁舎のうち、知事において使用する室並びに知事が使用の許可をした部分を除いた部分
 - (2) 教育局においては、その使用する室または主として使用する廊下等

第3条（庁舎管理者の責務）関係

庁舎管理者の責務の範囲が明確にされたものであること。

なお、庁舎管理者に事故があるときまたは欠けたときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定による北海道教育委員会告示第59号の定めるところによって、この職を補佐することと定められた職にある者がその職務を代行するものであること。

第4条（職員の協力）関係

職員は、庁舎の保全及び庁舎における秩序の維持について積極的に協力するものとされたこと。したがって、職員は、庁舎の保全、秩序の維持等庁舎の管理上必要な指示を受け

たときは、その指示に忠実に従うべきことはもちろんであるが、その指示を待つまでもなく積極的に協力するよう努めるべきものであること。

第5条（許可を要する行為）関係

- 1 事前に庁舎管理者の許可を要する行為を定め、許可の手続きをとることにより、当該行為が責任と秩序をもって行われ、庁舎の保全と公務の適正な執行が行われるようにされたものであること。
- 2 第1号の「物品を販売し」とは、庁舎内に物品を持参して売買する行商人等の行為をいい、「これらに類する行為」とは、物品の販売以外で庁舎において勧誘の伴う商行為を行う等の行為をいうものであること。
- 3 第2号及び第3号は、視覚に訴える宣伝を行う行為に係るものであるが、本号により許可を要するのは、文書、貼り紙等その宣伝の媒体を庁舎で配布、掲示、貼付する等の行為を伴うものであること。
- 4 第4号の「宣伝、勧誘」とは、不特定多数の者に対して音声（拡声器、楽器等によるものも含む。）若しくは物（車輛、宣伝ビラ等）を用いて、主義、主張、商品等について理解若しくは共鳴させて広めていく活動又は勧め誘う行為をいうものであること。
「演説、演劇、集会等」とは、原則、道の事務又は事業として実施するもの、国又は公共団体の事務又は事業として実施するもの及び公益法人等が行う事業として実施する行為をいうものであり、その他の場合にあっては、事案の内容により、庁舎管理上の支障の有無等を判断して、その都度、庁舎管理者が決定するものであること。
- 5 第6号の「危険物」とは、火薬類、発火性又は引火性物品、劇物毒物及び銃砲刀剣類等をいうものであること

第7条（許可の基準等）関係

第1項第3号の「その他庁舎の管理上の支障があるとき」とは、舞台等の特別設備の設置が庁舎構造に影響を与えたり、同一日において許可することにより、そのいずれかの許可行為に支障が生ずるなど、庁舎管理上の支障となる場合をいうものであること。

第9条（禁止行為）関係

- 1 庁舎の保全上又は庁舎における秩序の維持上著しく支障を与えるおそれのある行為を禁止したものであること。
- 2 第1号の「みだりに庁舎に入る」とは、わけもなく庁舎に入る行為又は入っている状態をいうものであること。
- 3 第2号の「その他通行の妨害となる行為」とは、通行すべき正当な理由がある者を囲み、立ちのこうとせず、不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方で通行者につきまとい、又は通行を困難とする目的をもって故意に物件を置き、若しくは多数集合する等の行為をいうものであること。
- 4 第3号の「示威」とは、不特定多数の者に対して影響を与えるような威力を示すことをいい、「けん噪にわたる行為」とは、人声、楽器、拡声器その他の音を異常に大きくして静穏を害する行為をいうものであること。
- 5 第4号の「汚損」とは、許可なく貼り札等をし、落書をする等庁舎又は器物等を汚すことをいい、「破損」とは、庁舎又は器物等に対し、物理的に損傷を加えることをいうものであること。
- 6 第5号の「面会の強要」とは、正当な理由に基づいて面会を拒否している者に対し、面会を強いることを、「居座る」とは、管理者の正当な理由に基づく注意又は警告を無視して退去しないことをいうものであること。
- 7 第6号の「立入制限区域」とは、庁舎管理者が庁舎の保全又は秩序維持のために、設定する場所をいい、臨時に設定する場合を含むものであること。
- 8 第8号の「その他の行為」とは、第1号から第7号までに規定する行為に実質的に準ずる行為で庁舎の保全を害し、又は秩序を乱すものをいうが、その運用に当たっては、慎重を期すること。

第10条（庁舎の入場制限）関係

「参観」とは、児童、生徒若しくは学生又は各種団体の構成員等の庁舎の観覧をいい、「その他の共通の目的」には、行列、待ち合わせ等が入るものであること。

第11条（質問）関係

庁舎管理者が、管理規則に違反するおそれのある者に対して、庁舎の保全又は庁舎における秩序の維持を図るため、必要な質問をすることができることを明示されたものであること。

第12条（措置命令等）関係

- 1 庁舎の保全又は庁舎における秩序の維持に関する諸規制に違反した者又は違反するおそれのある者に対しては、庁舎への立入りを拒み、又は庁舎からの立退きを求め、若しくは必要な措置をとるべきことを命ずること等ができることを明示されたものであること。
- 2 第2項の「許可は取り消されたものとみなす」場合とは、措置命令を受けた場合をい

うものであること。

- 3 第4項の「許可を与えないことができる」場合とは、第1項の規定により立退きを求め、又は措置命令しているにもかかわらず、違反状態を是正しない又は退去命令に従わないなど、今後も庁舎の保全を害する等の行為を行うおそれが高いと思われる者に対して、第6条の規定による申請に対して、許可を与えないこととされたものであること。

第2 庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程

第1項関係

- 1 課長等は、所属の各室における規則第3条に規定する事項について、庁舎管理者の指揮を受けて、所属の各室の責任者としてこれらの事項を処理することとしたこと。
- 2 本庁庁舎の廊下等の共用部分については、その態様の特殊性から、庁舎管理者が指定した課長をして管理にあたらせることとしたこと。
この庁舎管理者の指定する課長は、総務課長とする。

第2項関係

教育局長は、教育局において使用する庁舎に係る規則第5条から第8条まで及び第10条から第15条までに規定する庁舎管理者の職務を代わって行うものとしたこと。

この場合において、規則第5条各号の行為の許可については、当該行為により庁舎内の秩序を乱すおそれがなく、庁舎内における職員の勤務に支障を生ずるおそれがなく、かつ災害の防止に支障がないと認められる場合でなければしてはならない。

(総務政策局総務課総括グループ)

教 総 第 2216 号
平成26年 3月31日

各次課長 様

教 育 長

文書の宛名の表示について (通達)

各次課長、各教育局長又は所管機関の長に対して、通達、通知、照会等の文書を発信する場合の宛名は、次のとおり表示することとします。

なお、平成23年3月31日付け教総第1628号「文書の宛名の表示について」当職通達は、廃止します。

記

区 分	宛 名 の 表 示	
各 教 育 次 長	各 教 育 次 長	各 次 課 長
教 育 職 員 監	教 育 職 員 監	
本 庁 の 各 局 長 新しい高校づくり推進室長	各 局 (室) 長	
各 課 本 庁 の 局 の 各 参 事 新しい高校づくり推進室の各参事 教育職員局教職員事務センター長	各 課 長	
各 教 育 局 長	各 教 育 局 長	
各 道 立 高 等 学 校 の 校 長	各 道 立 高 等 学 校 長	各 道 立 学 校 長
北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 の 校 長	北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長	
各 道 立 特 別 支 援 学 校 長	各 道 立 特 別 支 援 学 校 長	
道 立 教 育 研 究 所 長 道 立 特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー 所 長 道 立 図 書 館 長 道 立 生 涯 学 習 推 進 セ ン タ ー 所 長 道 立 近 代 美 術 館 長 道 立 旭 川 美 術 館 長 道 立 函 館 美 術 館 長 道 立 帯 広 美 術 館 長	各 所 管 機 関 の 長 (各 道 立 学 校 長 を 除 く 。)	

（総務政策局総務課法制グループ）

教 総 第 2216 号
平成26年3月31日

各 教 育 局 長
各所管機関の長 様

北海道教育委員会教育長

文書の宛名の表示について（通知）

このことについて、貴職に対して、通達、通知、照会等の文書を発信する場合の宛名は、次のとおり表示することとしたので、お知らせします。

記

区 分	宛 名 の 表 示	
各 教 育 次 長	各 教 育 次 長	各 次 課 長
教 育 職 員 監	教 育 職 員 監	
本 庁 の 各 局 長 新しい高校づくり推進室長	各 局 （ 室 ） 長	
各 課 長 本 庁 の 局 の 各 参 事 新しい高校づくり推進室の各参事 教育職員局教職員事務センター長	各 課 長	
各 教 育 局 長	各 教 育 局 長	
各 道 立 高 等 学 校 の 校 長	各 道 立 高 等 学 校 長	各 道 立 学 校 長
北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 の 校 長	北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長	
各 道 立 特 別 支 援 学 校 長	各 道 立 特 別 支 援 学 校 長	
道 立 教 育 研 究 所 長 道 立 特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー 所 長 道 立 図 書 館 長 道 立 生 涯 学 習 推 進 セ ン タ ー 所 長 道 立 近 代 美 術 館 長 道 立 旭 川 美 術 館 長 道 立 函 館 美 術 館 長 道 立 帯 広 美 術 館 長	各 所 管 機 関 の 長 （ 各 道 立 学 校 長 を 除 く 。 ）	
	各 所 管 機 関 の 長	

（総務政策局総務課法制グループ）

